

坂出市沙弥島ナカンダ浜等を守る条例

(目的)

第1条 この条例は、豊かな自然環境にあり、かつ、歴史、文化、景観等において優れた価値を有する坂出市沙弥島ナカンダ浜およびその周辺地域について、管理者である市、利用者である市民その他来訪者および事業者（以下「市民等」という。）の責務を明らかにするとともに、その管理および利用について必要な事項を定めることにより、文化が薫るなごみの地として、市民に愛され、安全で安心して利用することができる場所とすることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この条例は、坂出市沙弥島ナカンダ浜およびその周辺地域であって、教育委員会規則で定める区域（以下「ナカンダ浜等」という。）について適用する。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するためにナカンダ浜等の海岸の美化、良好な環境の保全および危険の発生の防止に関し、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、ナカンダ浜等が優れた価値を有する場所であることを認識した上で、環境の美化および保全に積極的に努めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(行為の制限)

第5条 市民等はナカンダ浜等において、次に掲げる行為を行おうとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

(1) 写真、映画等の撮影、物品の販売その他の営業行為をすること。

(2) 募金活動をすること。

(3) 運動会、競技会、集会、展示会、映画会、レクリエーションその他これらに類する催しのためにナカンダ浜等の全部または一部を独占して利用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、教育委員会規則で定める申請書を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、第1項各号に掲げる行為が市民等によるナカンダ浜等の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、許可を与えることができる。

4 教育委員会は、第1項の許可に、管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

5 第1項の許可を受けた者が前項の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可した行為の停止を命じ、または許可を取り消すことができる。
(行為の禁止)

第6条 何人も、ナカダ浜等において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) バーベキュー、花火、たき火その他火気を使用すること。

(2) 教育委員会規則で定める場所に、車両を乗り入れること。ただし、教育委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。

2 何人も、ナカダ浜等においては、前項各号に掲げる行為のほか、その利用者等に著しく迷惑をかける行為または危害もしくは支障を及ぼす行為をしてはならない。

3 教育委員会は、前2項の規定に違反した者に対して、当該違反に係る行為の中止その他の必要な措置を命ずることができる。

(利用の禁止または制限)

第7条 教育委員会は、管理上または公益上やむを得ない事由が生じた場合、ナカダ浜等を保全し、または市民等の安全を確保するために、区域を定め、ナカダ浜等の利用を禁止し、または制限することができる。

(原状回復の義務)

第8条 市民等は、ナカダ浜等の利用が終了したときは、速やかに利用開始前の原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第9条 市民等は、ナカダ浜等において施設、設備、器具等を破損または滅失したときは、速やかに教育委員会に届け出るとともに、これを原状に復し、またはその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めたときは、賠償額を減額し、または免除することができる。

(事故の責任)

第10条 ナカダ浜等における市民等の事故については、教育委員会の責に帰すべき事由によるものでない限り、教育委員会はその責を負わない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。